

## 審議案件に関する概要

令和 3 年 1 2 月 2 日 第 2 部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項（新設）
届出日	令和 3 年 6 月 1 0 日
担当部署	渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

## 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社 コメリ 代表取締役 捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地 1

## 2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	コメリパワー函館西桔梗店 函館市西桔梗町246番 4 ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社 コメリ 代表取締役 捧 雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地 1	
(3)新 設 日	令和 4 年 2 月 1 1 日	
(4)店舗面積の合計	8, 7 9 5 m <sup>2</sup>	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	2 2 1 台
	駐輪場の収容台数	1 0 台
	荷さばき施設の面積	3 6 m <sup>2</sup>
	廃棄物保管施設の容量	4 4 m <sup>3</sup>
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前 6 時 3 0 分～午後 9 時 0 0 分
	駐車場の利用時間帯	午前 6 時 0 0 分～午後 9 時 3 0 分
	駐車場の出入口数	2 箇所（出入口 2 箇所）
	荷さばき時間帯	午前 6 時 0 0 ～午後 1 0 時 0 0 分

### 3. 審査事項

(1) 駐車場整備等へ配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 550台 > 221台				
	従業員駐車場等の整備	来客駐車場とは別に敷地内に27台を確保				
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	10台（駐輪場10台、自動二輪0台）				
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式				
	搬入車両等の誘導	出入口①を共用				
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。</li> <li>・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。</li> </ul>				
	交通整理員の配置	繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い、安全の確保を図る。				
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。</li> <li>・従業員駐車場・冬季堆積場所や駐車場外周部に一時堆積するが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。</li> </ul>					
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	60dB	42dB	◎	
		2	60dB	49dB	◎	
		3	60dB	52dB	◎	
		4	60dB	45dB	◎	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	50dB	20dB	◎	
		2	50dB	27dB	◎	
		3	50dB	21dB	◎	
		4	50dB	18dB	◎	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	排気①	50dB	45dB	◎
		a2	排気②	50dB	45dB	◎
		a3	排気⑨	50dB	29dB	◎
		a4	排気⑪	50dB	53dB	○
	騒音問題の一般的対策		店舗職員や取引先に対して、自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。			
荷さばき作業等の対策		搬入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。				
付帯設備・施設等の対策		室外機は最新の低騒音型を設置する。				
青少年等の蝸集等の対策		営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリカー				

		で閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に午後10時以降及び午前6時以前には行わない。</li> <li>・ 万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。</li> <li>・ 駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう啓蒙する。</li> </ul>
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 28m <sup>3</sup> ≦ 設置容量 44m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	廃棄物等保管施設は屋内に設け、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。
	運搬・処理対策	廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。
	調理臭、悪臭の飛散防止	調理臭は発生しないが、悪臭発生の恐れがある廃棄物は袋密閉の上、廃棄物等保管施設に保管する。
	その他の対応方策	店舗運営責任者（店長など）との連携を図り生活環境問題を発生させる恐れがある場合は適切な対応策を講じる。
(4)街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地域において街並みづくりが行われる場合、取組みを阻害することのないよう調和を図るよう努める。</li> <li>・ 屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守する。</li> </ul>
(5)防災対策への配慮		地方公共団体から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部使用、或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6)防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗内外における従業員の見回りや声かけ等により青少年の蟻集等を防ぐよう配慮する。</li> <li>・ 店舗内の見通しを確保する商品陳列や防犯カメラの設置により万引き等の防止を図る。</li> </ul>
(7)関係行政機関との協議状況		
公安委員会 (警察等)	北海道函館方面 函館中央警察署 交通第一課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月27日に届出書案を提出し、概要を説明。道道函館上磯線出入口②での右折入庫・右折出庫はしないよう中央分離帯を物理的に閉鎖するのが望ましいとの指導</li> <li>⇒ 道路管理者と中央分離帯の扱いを相談する。</li> </ul>
	北海道警察本部交通 部交通規制課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5月11日に届出書案を提出し、概要を説明。特に指摘事項はなし。</li> </ul>

函館市	経済部商業振興課	・ 4月28日に届出書案を提出し、概要を説明。 関係各課に説明するよう指導 ⇒関係各課に説明する。
	都市建設部都市計画課	・ 4月28日に届出書案を提出し、概要を説明。 (1)道道函館上磯線出入口②での右折入庫・右折出庫はしないように。 ⇒右折入庫・右折出庫禁止とする。 (2)好和会クリニック前の道道側道から来客自動車が入庫しないよう表示するように ⇒道道側道から来客自動車入庫禁止を表示する。 (3)駐車場設置計画書を提出するように。 ⇒駐車場設置計画書を提出する。
	環境部環境対策課	・ 4月28日に届出書案を提出し、概要を説明。 特に指摘事項はなし。
	環境部環境推進課	・ 4月28日に届出書案を提出し、概要を説明。 特に指摘事項はなし。
	教育委員会学校教育部保健給食課	・ 4月28日に届出書案を提出し、概要を説明。 計画地は桔梗小学校及び桔梗中学校の校区内であり、計画概要や工程などを良好に説明するよう指導。 ⇒両校に計画概要や工程を説明する。
	市民部交通安全課	・ 4月28日に届出書案を提出し、概要を説明。 特に指摘事項はなし。
	市民部くらし安心課	・ 4月28日に届出書案を提出し、概要を説明。 特に指摘事項はなし。
道路管理者	北海道渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課	・ 4月28日に届出書案を提出し、道道函館上磯線の出入口②部の中央分離帯の扱いについて相談。 ⇒課内で協議するとのこと。 ・ 5月7日、中央分離帯を簡易柵で閉鎖すること。
その他関係機関	函館市立桔梗小学校	・ 4月28日に計画概要と工事日程などを説明。 特に指摘事項はなし。
	函館市立桔梗中学校	・ 4月28日に計画概要と工事日程などを説明。 特に指摘事項はなし。

#### 4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

## 5. 道（渡島総合振興局連絡調整会議）の意見案

### 【環境生活課意見】

北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、一定規模（500㎡）以上の駐車場の設置・管理者は、駐車場利用者に対し、アイドリングストップの実施を周知する必要がある。

## 6. その他

### 【北斗市経済部水産商工労働課から設置者への要望】

出入口①が面する「市道西桔梗中央線」については、北斗市と函館市が道路中央を境に半分ずつ管理しており、現在当該道路の出入口①から北側については、道路の拡幅工事を行っているため、周辺住民以外の右折出庫はご遠慮いただきたい旨、看板を設置する等、ご協力いただきたいと設置者へ要望があり、対応する予定とのこと。（令和3年11月4日現在・コンサル会社から聞き取り）

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。